

令和 8 年 第 6 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 8 号

令和 8 年第 6 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 5 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 8 年 6 月 1 5 日（月）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和8年第6回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月15日（月）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第4号 令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

日程第 7 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について

日程第 8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分につ
いて

日程第 9 報告第2号 農地等使用貸借権解約通知について

日程第10 報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第11 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（25名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
4番	五十嵐	義弘	5番	米井	絹恵
6番	武藤	悟	7番	岩井	猛和
8番	山崎	幸雄	9番	森田	文雄
10番	伊藤	英	11番	篠田	道雄

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋	孝雄	第1担当区域	小川	幹雄
第2担当区域	齋藤	信一	第2担当区域	湯浅	静夫
第3担当区域	宮嶋	茂	第3担当区域	渡邊	勝久

第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

欠席委員（1名）

3 番 小 川 憲 通

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後 2 時 0 3 分)

議 長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は15名でございます。
会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和8年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出はありません。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、6番、武藤委員、7番、岩井委員を指名します。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和8年第5回総会以降の会務の報告をいたします。

(事務局報告)

事務局長 会務の報告については以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事 務 局 以上7件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。資料1ページを御覧ください。

申請理由は、申請者農地の隣で規模拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

5ページを御覧ください。営農計画書です。土地選定理由は、申請者の農地の隣で、耕作利便のため。

年間作付計画は記載のとおり、3月から9月、水稻、1月から12月、野菜です。従事日数は、それぞれ100日となっております。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番から7番について、6番、武藤委員及び第4担当区域の芝倉推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(武藤委員、芝倉委員 退席)

議長 長 それでは、再開いたします。

議案第1号2番から7番について、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第1号2番から7番までについては関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

全て農地の所有権移転の申請です。資料7ページから12ページまでを併せて御覧ください。

申請理由は、新規就農のためです。契約内容は全て売買です。売買金額は、それぞれ記載のとおりです。

続いて、資料15ページの営農計画書及び新規就農者のため、次ページの営農計画チェック表を併せて御覧ください。

まず、営農計画書ですが、土地選定理由は、新規就農を始めるに当たり、土地の地権者と利害関係が一致したためです。

なお、申請人は、先月開催された第5回総会において、諮問案件であった農地中間管理事業における賃貸借契約の手続も併せて行っており、本申請地を取得することで一体的に耕作が可能となり、農地の集約が見込まれる状況となります。

年間作付は、作付時期9月から10月で、作物はブルーベリー、また1月から2月は剪定、整枝、3月は元肥、4月から除草等を行う計画で、農作業従事延べ日数は200日です。

その他、通作距離、耕作の事業に必要な機械、労働力、技術の確保等については、記載のとおりです。

なお、参考までに18ページには予定地の辺りの図面を添付しており、事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の宮内委員。

宮内委員 問題ありません。

議 長 分かりました。

それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番から7番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番から7番は、許可とすることに決定しました。

ここで武藤委員と芝倉委員の退席を解きます。

(武藤委員、芝倉委員 着席)

◎議案第2号、議案第3号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事 務 局 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第3号について説明】

事 務 局 以上4条申請が7件、5条申請が4件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番から6番について、関連がありますので一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号1番から6番について、事前審査報告を行います。

農地の転用の申請です。

転用の目的は公衆用道路、本計画地は2種農地となります。

転用計画につきましては、転用の時期は、着手予定、令和8年7月1日、完了予定、令和8年12月1日。

施設の概要は、道路拡幅整備です。

28ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、既存の市道の幅員が1.8から3.6と狭く未舗装で通行が困難なため、幅員6.5メートルに拡幅し、アスファルト舗装と道路側溝を整備します。工事に先立ち埋蔵文化財の届出、印西市の道路工事施行承認を申請します。

土地選定理由、元の道路が南環状線からの入り口は3.6メートルで、西側に隣地のブロックがあることから車で進入できそうであるが、実際は奥では幅員1.8メートルとなり、個人所有地を道路のように使用していました。そこで不便を感じていたので市役所に相談したところ、市で整備することは難しいが、整備された道路については寄附を受け、市道として管理できることになりました。賛同した地権者で整備を行うことになりました。

用排水計画、隣接の所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準、問題ないと審査したことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

山崎委員。

山崎委員 ここは連たん効くところなのですか。

議 長 事務局答えられますか。

事 務 局 正式に確認したわけではないのですが、届くと聞いております。

以上です。

議 長 ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番から6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番から6番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号7番、議案第3号の1番について、関連がありますので一括審議いたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号7番、第3号1番について、関連がありますので一括して事前審査報告を行います。

総会資料33ページを御覧ください。議案第2号7番は、農地転用の4条の規定による許可申請です。

続いて、資料34ページの3号1番は、転用を伴う所有権移転の5条の規定による許可申請です。

転用目的は、長屋住宅用地への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定は令和8年10月1日、完了予定は令和9年9月30日。

総会資料37ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は、記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣地農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号7番、議案第3号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号7番、議案第3号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第3号2番について事前審査報告を行います。

51ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、自己用一戸建て住宅への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和8年7月1日、完了予定、令和8年12月25日です。

施設の概要は、専用住宅1棟です。

事業計画書を御覧ください。54ページです。申請理由及び計画施設内容は、記載のとおりです。

土地選定理由は、記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第3号3番について事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

転用の目的は、駐車場及び資材置場です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画、転用の時期は、着手予定、許可後1か月以内、完了予定、許可後2か月以内。

施設の概要は、駐車場と資材置場です。

64ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、申請理由は、記載のとおりです。

埋立ては行わず、整地と転圧を行う。

土地選定理由は、記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第3号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第3号4番について事前審査報告を行います。

資料81ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、駐車場、資材置場への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和8年8月31日です。

施設の概要は、駐車場、普通車7台と資材置場です。

事業計画書を御覧ください。86ページです。申請理由は、既存施設を返還することになり、別な箇所への移動を考え計画しました。

施設の概要は、駐車場7台、うち従業員が5台、2台は来客用となっています及び資材置場。

造成計画は、埋立て等を行わず、整地、転圧を行い、全体的に砕石敷きにする。

残土条例、盛土規制法、林地開発の該当はありません。

イの土地選定理由は、現在のヤードを返還するためです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員。

山崎委員 会社の代表が外国の方ですよ。外国の方が土地を買える規定というのはありませんね、今。

議長 事務局、説明してください。

事務局 外国籍の個人が農地を耕作目的で取得するというわけではなく、法人の代表が外国籍の方で資材置場として使用するということをもって所有権移転をしたいという申請なので、山崎委員がおっしゃっている外国籍の方が購入できないということはこういったところを指しているのか、ちょっと分からないのですが。

山崎委員 農地を伴侶、女房、奥さんとか、旦那が日本人だとスムーズに買ったりできると聞いたのですが。

事務局 あくまでも農地法第3条における耕作目的での取得が個人で外国籍の方の場合については、当然耕作目的なので、反復継続的に今後もやっていけるかどうかを見極めるために、在留資格がどういったものなのかとか、もろもろを精査した上で取得できる見込みがあれば所有権移転も可能なのですけれども、ただ単純に外国籍だからという理由をもって取得できないという規定はございません。

山崎委員 実は今うちのほうで、山林なのだけれども、外国の方が土地を買い集めている。多分ヤードやるのだと思うのだけれども。今地主さんたちも持っていてもしようがないからなんていって、結構売ってしまっているのですけれども。また、ヤードだらけになってしまうか心配しているのだけれども。

議長 長 売る人もいれば買う人もいる状況で、それをはっきり規制するような今法的な手段はないのですよ。

それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

議案第3号4番は、許可相当とすることに決定しました。

では、ここで休憩入れるか。

事務局 3時20分まで休憩にしたいと思います。

(午後3時07分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後 3 時 23 分)

◎議案第 4 号

議 長 日程第 6、議案第 4 号 令和 7 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について
を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書 8 ページを御覧ください。令和 7 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価
についてご説明いたします。

続きまして、9 ページ、別紙様式 4 を御覧ください。国の通知により、最適化活動の目標
達成状況の点検・評価につきましては、こちらの別紙様式 4 により実施することとされてお
りまして、令和 7 年度の目標と実績を各項目に記入したものとなります。

それでは、まず各項目についてご説明いたします。

初めに、項目 1 の (1)、農地の集積になります。前年度の集積率が 10.9%、目標の集積
率が 11.5%です。実績としまして、市内農地面積 4,110 ヘクタールに対しまして、集積面積
が 463 ヘクタール、昨年度末の集積率で 11.3%になります。

続きまして、1 の (2)、遊休農地の解消になります。緑区分の解消面積の目標はゼロヘ
クタール、実績もゼロヘクタール、黄色区分の解消工程表は作成しておりません。新規発生
解消面積も、目標がゼロヘクタール、実績もゼロヘクタールとなっています。こちらの項目
の補足としましては、令和 7 年度当初の目標設定時点において、当市における緑区分の遊休
農地がないため、関連項目が全てゼロヘクタールということとなっております。

続きまして、1 の (3)、新規参入の促進になります。同意・公表面積の目標は 8.3 ヘク
タール、実績が 0.7 ヘクタールです。

続きまして、大項目 2 番、最適化活動の活動目標になります。令和 7 年 4 月 1 日時点の改
選後の人数となっております。最適化活動を行う農業委員の人数が 11 人、農地利用最適化
推進委員の人数が 15 人です。

2 の (1)、推進委員等が最適化活動を行う月当たりの日数の目標は 6 日、実績としまし
て平均で 3 日ございました。

2 の (2)、活動強化月間の目標の回数は 3 回、実績も同じく 3 回です。

2 の (3)、新規参入相談会への参加は、目標が 1 回、実績はゼロ回でございます。

最後に、大項目３番の点検・評価結果でございます。これら実績を踏まえまして、農業委員会の目標の達成状況の標語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

令和７年度農業委員会最適化活動の点検・評価については、以上になります。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。

議案第４号について、本案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第４号は、本案のとおり決定しました。

◎諮問第１号

議 長 日程第７、諮問第１号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

本案件は、６番、武藤委員及び８番、山崎委員並びに第４担当区域の芝倉推進委員は、関係者となりますので、会議規則第１６条の規定に基づき、ご退席をお願いします。

（武藤委員、山崎委員、芝倉委員 退席）

議 長 それでは、再開いたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の１０ページをお願いいたします。諮問第１号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第１号について説明】

事 務 局 以上５４件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号について、意見なしと答申することに決定しました。

ここで関係委員の退席を解きます。どうぞお入りください。

(武藤委員、山崎委員、芝倉委員 着席)

◎報告事項

議 長 日程第8、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の74ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事 務 局 以上5件になります。

議 長 この案件につきましては報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第2号 農地等使用貸借権解約通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の83ページをお願いいたします。報告第2号 農地等使用貸借権解約通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事 務 局 以上2件でございます。

議 長 この案件につきましても報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたしま

す。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の84ページをお願いいたします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等
処理報告についてでございます。

農地法第4条の許可が1件、また農地法第5条の許可が7件でございます。

以上です。

議長 この案件につきましては報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

森田委員 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和8年6月5日、第1小委員会において、工事完了報告2件、転用事実確認証明願2件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第6回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時39分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和8年6月15日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 6 番 武 藤 悟

署 名 委 員 7 番 岩 井 猛 和